

令和3年度第1回神奈川県森林審議会議事録

○事務局（森林再生課）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第1回神奈川県森林審議会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めます、森林再生課の小沼でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しい中14名の委員の皆様にご出席いただきありがとうございます。

本審議会の委員定数15名の半数を超えておりますので、神奈川県森林法施行細則第2条第2項の規定により、本会は有効に成立していることをまずご報告申し上げます。

続きまして、今年の6月に委員の改選を行っております。改選後初めての審議会ですので、恐縮ですが、私から各委員のご紹介をさせていただきます。

（委員紹介・事務局紹介・部長あいさつ）

○事務局（森林再生課）

それでは、続きまして、本審議会会長の選出につきまして、森林法第71条第1項の規定では、会長は委員の互選により選出することとなっております。どなたかご意見いただけますでしょうか。

○相馬委員

古井戸先生を会長に推薦します。先生は長年、林業政策をご専門にされており、我が国の林政史や保安林制度に大変お詳しいと承知しております。また、平成17年度より10年間もの長きにわたり神奈川県水源林確保整備委員会委員を務められ、本県の森林や森林・林業政策にも精通しておられることから、本審議会の会長に適任であると考えます。

○事務局（森林再生課）

ありがとうございます。ただいま相馬委員より、古井戸委員を推薦するご意見がございましたが他にご意見はございますか。

○全委員

（意見なし）

○事務局（森林再生課）

それでは、古井戸委員に会長をお願いすることについて、ご異議ないでしょうか。

○全委員

異議なし

○事務局（森林再生課）

古井戸委員、よろしいでしょうか。

○古井戸委員

承知いたしました。

○事務局（森林再生課）

それでは、古井戸委員に会長をお願いいたします。会長席へご移動ください。

ここで古井戸会長からご挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

○古井戸委員

ただいま、会長を承りました古井戸でございます。よろしくお願いいたします。

相馬委員からご紹介いただきましたように、県の水源の森林整備に関する委員会委員などを通じまして、神奈川県とはご縁がございます。

最近コロナ禍で、ウッドショックということが言われていますけど、用材需要の逼迫などが続いているようです。世界的に見ても、自然資源の価格が上昇しているというようなことがあります。

そんな中で、全国的に見ますと資源が成熟しているところで、生産性をどうするかとか、あるいはGDPが下がっているのに地価がむしろ上がっている傾向があって、そういったなかで、メガソーラー問題ですとか、気候変動問題といったことで開発圧が増大して、災害リスクも増えているといった状況かと思えます。

このような中で、神奈川県も今部長さんが紹介されていましたが、県民と協力をしながら、色々な取組を進められているようでございます。

本審議会は、森林法などの関係法令の規定に基づいて県の森林・林業行政のいろいろな課題について、意見を申し述べる場となっています。委員の皆様におかれましては、ぜひ県の森林・林業行政の一助となるよう、忌憚のないご意見をお願いします。

なお、審議時間が非常に限られているようでございます。また私自身この審議会は初めての出席でございますので、なかなか勝手がわかりません。不慣れな点などあるかと思いますが、その辺りはどうかご容赦いただきまして、円滑な審議の進行にご協力いただきますよう、お願いいたします。以上です。

○事務局（森林再生課）
ありがとうございました。

（資料の確認・議事録の公開確認）

○事務局（森林再生課）
それでは、ここからの議事につきまして、古井戸会長に議長をお願いしたいと存じます。古井戸会長、よろしくお願ひいたします。

○議長（古井戸委員）
それでは、議長を務めさせていただきます。御協力よろしくお願ひ申し上げます。
審議に入ります前に、神奈川県森林審議会運営要領第2条の規定に基づき、会長職務代行者を本職から指名させていただきます。
伊藤委員にお願いします。

○伊藤委員
承知いたしました。

○議長（古井戸委員）
次に、本日の議事録署名人について、指名させていただきます。
新倉委員と武委員にお願いします。

○新倉委員、武生委員
承知いたしました。

○議長（古井戸委員）
次に、本日の審議会の傍聴希望の状況と、非公開部分の有無について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（森林再生課）
ご報告いたします。本日、傍聴希望の方及び、報道関係者の方はいらっしゃいませんでした。
また、本日の議題につきまして、非公開の事項はありません。以上です

○議長（古井戸委員）
それでは、議事次第に沿って審議を進めていきたいと思ひます。まず、議題1、諮問

事項についてですが、本日の諮問案件は「神奈川地域森林計画の変更について」、「高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域指定の変更について」以上の2件でございます。

では、1件目「神奈川地域森林計画の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（森林再生課）

森林再生課の鈴木と申します。「神奈川地域森林計画の変更」についてご説明をいたします。

（資料に基づき説明）

説明要旨

- ・資料1-2により森林計画制度について説明
- ・資料1-1により「令和3年度神奈川地域森林計画の変更」について説明
- ・来年度に正式な地域森林計画の改定が予定されていることなどから、今回の変更は必要最小限に留めることとした。
- ・変更事項（1）「特に効率的な施業が可能な森林」の設定については、来年度の造林補助事業の補助を受ける市町村、及び林業事業者等に影響が出る可能性があることから今年度に変更する。
- ・変更事項（2）木材搬出方法等の指針の設定については、来年度に変更する。
- ・変更事項（3）「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の指定基準の設定については、来年度に変更する。
- ・変更事項（4）伐採・造林等の計画量の変更については、来年度に変更する。

○議長（古井戸委員）

ただいま諮問のありました案件についてご審議をお願いいたします。ご意見ご質問はありますでしょうか。

○白木委員

「特に効率的な施業が可能な森林」の区域の設定において、「特に効率的な施業が可能」であることは、誰が判断するのでしょうか。

○事務局（森林再生課）

区域の設定については、おおまかな基準が国から示されていますが、具体の基準は県が設定します。資料1-1別紙新旧対照表で示しているとおり「特に効率的な施業が可

能な森林の区域は、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高い森林、傾斜が比較的緩やかな森林、及び林道等や集落から距離が近い森林で、特に効率的な施業が可能な森林とする。」との基準になります。

この基準に基づき、市町村が区域を設定します。

○白木委員

事業主がこの区域は効率的な施業が可能と判断した場合は認められるものなのか、それとも傾斜などでの事前審査で決まってしまうものなのか、再造林をさせることを目的に行うものであれば、再造林の確約があれば、緩やかに区域を設定してもよいのではないかとおもうのですが。

基準により「特に効率的」と認められず、補助率のかき上げの対象にならないことで厳しい状況になる人が出ないか気になります。「再造林できる」ことが「効率的だ」と判断してもよいのではと思います。

○事務局（森林再生課）

今、国で判定のためのプログラムソフトを作成中と聞いておりますが、まだ具体的な内容が示されておられません。プログラムソフトができましたら、それに沿って区域の設定をすることになります。

○白木委員

わかりました。そこで提案なのですが、山ごとに色々と事情は異なりますよね。

事業主の得意分野によっては、効率的に施業ができる箇所であっても、プログラムの判定によって区域が設定できないのはよくないと思います。

事業主から効率的に施業ができるとの申し入れがあった場合は、それを加味できるような神奈川県版のプログラムを作成するなどして、事業主に配慮してほしいと思います。

○議長（古井戸委員）

白木委員のご意見に対しては、事務局で後日検討するということでよろしいですか。

○事務局（森林再生課）

はい。

○議長（古井戸委員）

ほかにご意見ご質問はありますか。

○御代川委員

弊社（諸戸林業）では、経営計画を立てて事業を行っています。新たな経営計画を立てる時期と今回の変更の時期が重なることから、地元の秦野市から、要望があれば事前に調整して進めたいという話を受けています。白木委員の意見のとおり、事業者と事前調整しながら進めていくことはいいと思います。

もっと以前は、搬出路網について、できれば作業道の前の林道をしっかり作設してほしいという要望を出しているが、これは県の方でも難しいという話を聞いております。ただ搬出の効率を良くするのであれば、林道の作設なども考えてもいいのではないのでしょうか。

市、事業者が話し合って進めていけるようになればありがたいと思います。

○事務局（森林再生課）矢崎課長

補足説明します。この件につきましては、林道から近い場所で、かつ林業に適している場所にもかかわらず、伐採後に再生林が行われない、もったいないことになっている場所が全国的に増えてきているということで、国として何とかしようということになり、特に効率的な施業ができるところについては、天然更新ではなく、原則、植栽により人工林を育てなさい、という区域を設定することです。

市町村が区域を設定することになりますが、これに設定すると、伐採後は再生林が必須となり、かなり厳しい区域になります。この区域の設定の主旨は、これまで林業を行ってきた場所では、引き続き林業をしてくださいということになりますが、一方で厳しい設定でもあるので、市町村において地域の実情に応じて設定してもらうこととなります。

○白木委員

となると、「特に」の設定については、プログラムだけで出すのではなく、事業者と審議しながら設定されることということでよいのでしょうか。

○事務局（森林再生課）矢崎課長

各市町村は、市町村整備計画の案を作るにあたって、そういった調整を丁寧に行うのがベストかと考えております。

○白木委員

わかりました。

○新倉委員

現行の地域森林計画の P. 41 のオに記載のある「植栽によらなければ適確な更新が困

難な森林」の設定と次年度に設定される（３）の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」との関連性についてお伺いします。

また、（１）の「特に効率的な施業が可能な森林」では、植栽を必須としておりますが、植栽をしなくてはならないという点では、（３）の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」と内容が重なってくると思うが、その違いについて伺いたいです。（３）でカバーされていない範囲が、別の視点で（１）でカバーされるという認識でよいでしょうか。

○事務局（森林再生課）

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」につきましては、現行の地域森林計画 P. 41 のオの記載のとおりすでに設定はされておりますが、今回、国からは、この森林に該当する区域の具体的な考え方や設定基準について、市町村森林整備計画に記載することを求められております。

全国的に天然更新による森林の更新を計画したところについて、更新がなされないケースが多く見受けられています。このことから、国では、確実な更新を確保するため、少なくとも 5 ha 以上の皆伐予定地において、天然更新を計画した届出が提出された場合、あらかじめ当該森林の区域設定が無くても、基準に該当する場合は、植栽による更新に計画変更するよう市町村が指導できることにしました。

この基準の設定に係る事項が（３）の内容になります。

（３）と（１）の違いについてですが、（３）については、基準に照らして、天然更新による更新が難しい場所について、植栽を求めるものになります。（１）については、もともと林業を行っているところで、伐採後に再び林業を続けてもらうために、再造林を必須とし、植栽をもとめるものになります。

（１）と（３）のどちらも確実な更新を確保するためのものですが、別の視点で区域が設定されるものになります。

○事務局（森林再生課） 濱名部長

補足させていただきます。資料 1-3 の P. 17 をご覧ください。将来の森林と林業についての方向性を定めたものになります。人工林の再生ということで、林道から近く、木材生産をできる範囲では木材生産をしていこうということで、これの取組の支援を行っています。

こうした場所では、森林組合や林業事業体と所有者が長期の契約を結び、資源循環を目的とした管理を行っています。

その取り組みはこれからも続けていくので、自ら林業を行いたい場合や資源活用をしながら山を守りたいという場合に、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域設定が適切に設定されるように市町村と連携していきたいと思っております。

○議長（古井戸委員）

ほかにご意見が無いようでしたら、まとめたいと思います。

国は「特に効率的な施業が可能な森林」の区域設定の判定プログラムを作成する。県はそのプログラムを県の実情に合わせて改良を検討していく。それに従い市町村は実際に施業される方々と調整を行って、市町村森林整備計画の策定を行っていくとのフローでした。

また、植栽義務に関する整理がありましたが、元々人工林で木材生産を行っていく場所のうち、特に効率的な施業が可能な箇所の設定基準を定めることが国から求められている。それは来年度の造林補助金に影響するものであり、今年度に変更をしなければならぬということでした。

重要なお意見をいただきましたが、諮問案そのものに対する異議は無いとしてよいでしょうか。ただし、県の方で、国の基準についてどのように市町村に伝えていくかということについては、今後検討が必要と思いますので、このことについて審議会として意見を付けたいと思います。その意見の文言の事務局との調整は私にご一任いただけますでしょうか。

（異議なし）

○議長（古井戸委員）

それでは諮問事項1については以上とし、諮問事項2件目「高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域指定の変更について」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（水源環境保全課）

水源環境保全課の小塚と申します。「高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域指定の変更について」ご説明をいたします。

（資料に基づき説明）

説明要旨（資料2-1～2-4）

森林病虫害等防除法に基づく高度公益機能森林及び被害拡大防止森林区域の変更

- 1 松くい虫被害の仕組みについて
- 2 被害の推移について
- 3 松くい虫被害対策について
- 4 諮問内容の説明（変更を要する理由・区域の変更の概要）
- 5 今後のスケジュール

○議長（古井戸委員）

ただいま諮問のありました案件につきまして、ご審議をお願いいたします。ご意見ご質問がございましたらどうぞ。

○白木委員

指定の解除の理由として、もう開発等でその場所に松林がないからというのと、松くい虫による被害が確認できないという2つがあるようだが、今回の相模原市と小田原市の解除箇所はそれぞれどちらに当てはまるのですか。

○事務局（水源環境保全課）

相模原市については、高度公益機能森林の県道52号については、これから開発するというので現状はまだマツ林は残っているのですが、それ以外の被害拡大防止森林についてはもうすでに開発されています。高度公益機能森林は守るべきマツ林でそれぞれ開発等で、被害拡大防止森林はそれを守るために対策を行っているため、極端に言えば被害拡大防止森林の松が無くなれば、高度公益機能森林に松くい虫が広がる恐れも無くなるということです。

小田原市につきましては、施設がなくなったということで、解除をしますがマツ林自体は残っています。周辺の森林と一体となって管理されていくということになります。

○白木委員

小田原市の方の解除の理由がよく判らなかったのですが、施設あるなし関わらず、マツノザイセンチュウによる被害の可能性があるのであれば危険な区域ということではないのですか。施設もなくなったけれど、マツもなくなったのではないのですよね。

○事務局（水源環境保全課）

はい、マツは残っております。このマツ林についてはここ数年マツ枯れ被害は発生していない状況です。環境学習の場として松林を保全しておりましたが、施設がなくなったことで松林を維持していく必要が無くなり、周辺のスギやヒノキの森林と一体として管理されることになり、森林教育の場としては使われることは無くなったということです。

○白木委員

逆に言うと、指定を解除しないとそのマツは伐れないという前提があって、指定を解除して開発できるぞという風になっているという中で、実はもう切つてあるというところと、あとは被害がないから解除に該当するといったところと、これらの住み分けがよくわからなくて、他の52haも解除が続くのであれば、そこはどのような基準で解除さ

れるのかというところと、併せて今回はこういう理由で解除しますというところまで説明していただかないとわからないなど。

もうマツ林がないから解除するというのと、開発が進むというのがわかって解除するというのと、マツ以外の樹種の利用にしていこうという解除と、被害がないから解除というのと、それをリストにしてもらわないと説明がよくわかりません。

○事務局（水源環境保全課）

おっしゃる通りですので、本案件については各場所のリストを作成するということがよろしいでしょうか。

○白木委員

ぜひそうしていただければいいなど、もしくは今後解除するということには、本日の説明と併せて解除の基準を示していただけるとわかりやすいと思います。

○議長（古井戸委員）

ほかによろしいでしょうか。

白木委員より、解除の理由を整理していただきたいという意見がございました。

○事務局（水源環境保全課）

今の補足ですが、資料の2-1の9ページの表3に、相模原市と小田原市の面積がどう変わるか、主な増減の理由をまとめております。

○白木委員

この一覧表のとおり解除されているということで、まとめられているということで了解いたしました。次からの希望として、解除される際のフローチャートを作成いただければありがたいかなと思います。

○議長（古井戸委員）

白木委員より今後に対するご意見をいただきました。他になにかございますか。

それでは進めさせていただきます。いただいたご意見を事務局に受け止めていただきまして、今後の取り組みに生かしていただくことにしまして、本件につきましては、特段のご意見はなしでよいと存じますので、そのように答申してよろしいでしょうか。

○委員

（異議なし）

○議長（古井戸委員）

そうしましたら諮問事項についてはこれで終了ということになります。引き続き事務局より報告事項についてご説明頂きます。

本日の報告案件は、「来年度の地域森林計画の改定（樹立）について」、「林地開発許可の状況について」、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画について」以上の3件です。

では、1件目「来年度の地域森林計画の改定（樹立）について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（森林再生課）

「神奈川地域森林計画の改定（樹立）について」ご説明をいたします。

（資料に基づき説明）

説明要旨

・資料3-1により来年度の地域森林計画の改定内容及び改定のスケジュールを説明

○議長（古井戸委員）

ただいま説明のありました件につきまして、何か、ご質問等ございますか。

○武生委員

新たな森林経営管理制度では森林経営に果たす市町村の役割が大きいが、多くの市町村には森林林業の専門職員がいらっしゃらないと思う。森林経営計画の策定などにおいて、県からの支援などはあるのでしょうか。

○事務局（森林再生課）矢崎課長

各地域の県政センターに林業普及指導員の資格をもった職員が配置されておりますので、その職員が様々な助言指導を行っていくことになっております。

○武生委員

わかりました。

○議長（古井戸委員）

ほかになにかございますか。

○石本委員

マツノサイセンチュウの取り組みはずっと続けられているようですけれども、冒頭に

お話しがあったナラ枯れ被害については、森林計画でなにか取り組まれたりするのでしょうか。

○事務局（水源環境保全課）

松くいについては、森林病虫害等防除法に計画を立てながら取り組んでいくことが定められておりますが、ナラ枯れについてはそういった規定はありません。ただし県としては防除対策を行っていかねばならない状況でございますから、ガイドラインを5月に作成いたしまして、それに基づいて市町村と協力しながら対応に努めているところでございます。

○石本委員

ありがとうございます。

○議長（古井戸委員）

ほかに何かありますでしょうか。

ないようですので、それでは続きまして、2件目「林地開発許可の状況について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（水源環境保全課）

それでは「林地開発許可の状況について」ご説明いたします。

（資料に基づき説明）

説明要旨（資料4）

- 1 林地開発許可制度について
- 2 現行で効力のある林地開発許可の状況について
- 3 静岡県熱海市の土石流災害を受けた対応について
- 4 新規許可・変更許可の状況について

○議長（古井戸委員）

ただいま説明のありました件につきまして、何か、ご質問等ございますか。

○白木委員

林地開発許可は1haを超えると提出が必要で、10haを超えると諮問が必要ということですが、1haに満たないものは計画書などで把握しているのでしょうか。

○事務局（水源環境保全課）

1haに満たないものは許可処分の対象とはなっていません。ただし伐採する際は伐採届を市町村に提出する必要があります。

○白木委員

わかりました。熱海の事例も出まして、盛り土の総点検をおこなったということで流石素早いなと思ったのですが、今度はソーラーパネル関連の開発が危ないのではとされている中で、なにか起こってからでないか動けないのかなという印象があります。

伐採直後は根がまだ踏ん張っていられるからいいですけども、10年とか経ってしまうと、崩れたりするのではないかという懸念があります。そういった開発を行った箇所について、10haにならないと審議会に上がってこないということで不安ではあるけれども、1ha以上であれば細やかに指導があつて、チェックされているという認識でよろしいでしょうか。

○事務局（水源環境保全課）

その認識で合っております。

○白木委員

わかりました。やはりソーラーパネルは、時間が経過してから崩れる可能性が高い箇所かと存じますので、県の方でもきちんと把握しておいてほしいというコメントでした。以上です。

○事務局（水源環境保全課）

今盛り土のお話がありましたけれども、盛り土の総点検は県の県土整備局というところがまとめております。また、太陽光発電についても、所管しているところがございます。今回の熱海の案件があつて、太陽光発電にかかわる開発であっても、現地に行ったり事業者には電話をして、状況に変化がないかなど確認をさせていただいております。

今回の事案を受けて、国も法令の変更を検討していると聞いていますので、そういったものを含めて安全対策については各所管がしっかりと行って、県としてまとめなければいけないという風に考えております。

○白木委員

ありがとうございます。

○議長（古井戸委員）

ほかに何かございますでしょうか。

○石本委員

今県土整備局が所管ということで、わからないかもしれませんが、盛り土の関係で相模原市緑区から愛川町にまたがるところで、津久井農場という開発の計画が地元を示されているようで、夏ごろにテレビ取材も入ったようですけれども、まだ作られてはいないようですが、地元の方が心配しているようです。この開発については、まだ県の方には上がってきていないのでしょうか。

○事務局（水源環境保全課）

地元で色々ご懸念されている津久井農場計画については、計画があるということ自体は承知をしております。相模原市が今アセスメント条例に基づいて、審査を行っている案件と聞いておりまして、わたくし共の方には林地開発許可の申請が出てきていませんので、まだ現地の調査など行う対象にはなっておりません。

○石本委員

ありがとうございます。

○議長（古井戸委員）

ほかにはご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ご意見もいただいたことですから、今回は報告事項のことですので県政に生かしていただければと思います。

それでは報告事項の最後になります、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（水源環境保全課）

それでは、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の報告についてご説明いたします。

（資料に基づき説明）

説明要旨（資料5-1）

- 1 かながわ水源環境保全・再生施策大綱について
- 2 第4期実行5か年計画の概要について

○議長（古井戸委員）

ただいま説明のありました件につきまして、何か、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の報告についてはこれで終わりにします。

以上で、本日予定されている諮問事項、報告事項は全て終了いたしました。

特に無ければ、その他事項について事務局よりお願いします。

○事務局（森林再生課）

その他事項については特にございません。

○議長（古井戸委員）

それでは、お時間となって参りましたので、審議は以上といたします。円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。

これで議長の任は降ろささせていただきます、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（森林再生課）

会長ありがとうございました。

長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして令和3年度第1回神奈川県森林審議会を閉会させていただきます。お疲れ様でございました。

以上の議事を明確にするため、本議事録を作成し、本審議会の指名した議事録署名人が記名押印する。

令和3年11月29日

議事録署名人

武 生 雅 明



議事録署名人

新 倉 武

